

特許出願等援助規則施行細則 (内規第57号)

- 制 定 (平成11年12月21日理事会決議、同12年1月1日から施行)
- 改 正 (平成12年2月15日理事会決議、即日施行、同年1月1日から適用)
(平成12年12月7日第1回臨時総会決議、会令第32号により同13年1月6日から施行、同年2月2日公示)
(平成14年3月12日正副会長会決議、即日施行、同年4月1日公示)
(平成14年11月19日正副会長会決議、即日施行、同年11月29日公示)
(平成17年10月25日正副会長会決議、即日施行、同年11月30日公示)
(平成18年3月14日正副会長会決議、同年4月1日から施行、同年4月28日公示)
(平成18年10月17日執行役員会決議、同年12月6日から施行、同年12月26日公示)
(平成21年12月9日執行役員会決議、即日施行、同年12月24日公示)
(平成22年12月22日執行役員会決議、即日施行、同23年1月31日公示)
(平成23年11月2日執行役員会決議、同年12月9日から施行、同年12月22日公示)
(平成24年3月28日執行役員会決議、即日施行、同年4月27日公示)
(平成24年4月23日執行役員会決議、同年5月25日から施行、同年6月29日公示)
(平成24年10月3日執行役員会決議、同年12月6日から施行、同年12月21日公示)
(平成24年12月5日執行役員会決議、即日施行、同年12月21日公示)
(平成26年2月5日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年5月15日公示)
(平成26年8月20日執行役員会決議、即日施行、同年9月16日公示)
(平成26年12月10日執行役員会決議)
(平成27年3月4日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年3月16日公示)
(平成27年6月4日執行役員会決議、同年6月8日から施行、同年7月15日公示)
(平成29年2月22日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年3月15日公示)
(平成29年3月16日執行役員会決議、同年3月16日から施行、同年4月17日公示)
(平成29年12月27日執行役員会決議、同30年1月1日から施行、同30年3月15日公示)
(令和2年5月8日執行役員会決議、即日施行、同年6月15日公示)
(令和2年6月10日執行役員会決議、即日施行、同年7月15日公示)
(令和2年9月30日執行役員会決議、即日施行、同年11月16日公示)
(令和3年3月24日執行役員会決議、同年5月29日から施行、同年6月15日公示)

(目 的)

第1条 この規則は、「特許出願等援助規則 (会令第23号)」(以下「援助規則」という。)第7条の規定に基づき、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願及びこれらに関連する手続 (以下「特許出願等の手続」という。)の援助に必要な事項を定めることを目的とする。(改正、平23・11・2、同24・10・3、同26・2・5、令3・3・24)

(援助対象者の判定基準)

- 第2条** 援助規則第2条第1号に規定する個人とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。(改正、平24・4・23、同26・2・5)
- (1) 発明、考案又は意匠の創作 (以下「発明等」という。)をした個人及びその配偶者の援助申請時の年収額 (賞与を含む) の合計額が別表1に定める基準以下の者 (改正、平23・11・2、同24・4・23)
 - (2) 特許出願等の手続に要する費用 (弁理士報酬及び特許印紙代などの諸経費を含む。以下「手続費用」という。)を支払うと生活が脅かされるおそれのある生計困難者 (改正、平23・11・2、同24・4・23)
 - (3) 国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より収入減少による支援を受けている者であって、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者 (本号追加、令2・9・30、改正、同3・3・24)
- 2 援助規則第2条第2号及び第4号に規定する個人とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。(改正、平24・4・23、同26・2・5、令3・3・24)
- (1) 本人及びその配偶者の援助申請時の年収額 (賞与を含む) の合計額が別表1に定める基準以下の者であって、手続費用を支払うことが困難な者 (改正、平23・11・2、令3・3・24)
 - (2) 大学等の教育機関で教育活動又は研究活動に従事し、その活動に基づいて発明等をした者であって、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者 (改正、平23・11・2、令3・3・24)
 - (3) 独創的な技術による新商品の開発等、新たな事業分野を創造することを志向する者であって、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者 (本号追加、平29・3・16、改正、令3・3・24)
 - (4) 国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より収入減少による支援を受けている者であって、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者 (本号追加、令2・9・30、改正、令3・3・24)
- 3 援助規則第2条第3号及び第5号に規定する法人とは、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。(改正、平24・4・23、同26・2・5、令3・3・24)
- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であって、設立から7年以内であって、かつ直近の年間純利益が500万円を超えない法人又は設立から7年を超え、かつ直近の年間純利益がゼロ円以下である法人 (改正、平23・11・2、同24・4・23)
 - (2) 「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転に関する法律」に基づいて設立された法人であって、手続費用の

支払いに当てる資金を確保することが困難な法人（改正、平23・11・2）

- (3) 私立大学等の学校法人であって、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人（改正、平23・11・2、令3・3・24）
 - (4) 独創的な技術による新商品の開発等、新たな事業分野を創造することを志向する法人であって、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人（改正、平23・11・2、令3・3・24）
 - (5) 国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より事業収入減少による支援を受けている中小企業基本法に定める中小企業者であって、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人（本号追加、令2・9・30、同3・3・24）
- 4 第1項各号若しくは第2項各号に該当する個人又は第3項各号に該当する法人であっても、公的若しくは私的な助成制度による手続費用の援助を既に受けている場合又は手続費用に充当し得る可処分資産を有している場合は、この規則による援助対象から除外することができる。（改正、平23・11・2、同26・2・5、令3・3・24）
- 5 第1項各号若しくは第2項各号に該当する個人又は第3項各号に該当する法人であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規則による援助対象から除外することができる。（改正、令3・3・24）
- (1) 反社会的勢力又はこれらに準ずる者
 - (2) 申請時に禁固以上の刑に服している者
 - (3) 偽計、威力又は脅迫的言動等を用いて日本弁理士会（以下「本会」という。）の業務を妨害する者（改正、令3・3・24）
 - (4) 誹謗又は中傷により本会の信用を毀損する者（改正、令3・3・24）
 - (5) 第3号又は第4号に該当するおそれがあると執行役員会が認めた者（本項追加、平29・2・22）

（有用性のある発明等の認定基準）

第3条 援助規則第2条第1号から第3号までに規定する「有用性のある発明等」とは、新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、かつ特許等になる蓋然性がある発明等をいう。（改正、平23・11・2、同26・2・5、令3・3・24）

（有用性のある事業活動の認定基準）

第3条の2 援助規則第2条第4号又は第5号に規定する「有用性のある事業活動」とは、当該事業活動を既に実施している又は当該事業活動についての実施計画が既に具体的に定まっている事業であって、かつ、何らかの形で社会に貢献する可能性が高い事業をいう。（本条追加、令3・3・24）

（申請に係る商標の認定基準）

第3条の3 援助規則第1条に規定する事業活動に使用する商標は、明らかに商標登録を受けることができない商標を除くものとする。（本条追加、令3・3・24）

（援助の内容）

第4条 援助規則第3条に規定する手続費用の全部又は一部の負担は、援助規則第2条各号に該当する個人又は法人に対して行うことができる。この負担に当たっては、援助規則第2条第1号から第3号までに規定する有用性のある発明等は、第3条の発明等のうち大きな効果が期待される発明等とする。（改正、平14・11・19、同22・12・22、同23・11・2、同24・10・3、同26・2・5、令3・3・24）

（実施の認定基準）（見出し改正、平23・11・2、令3・3・24）

第5条 援助規則第2条第2号から第5号までに規定する「実施」には、その内容に具体性がなければならない。（旧第7条線上、平24・10・3、改正、平26・2・5、令3・3・24）

（手続費用の内容）

- 第6条** 援助規則第3条に規定する「手続費用」は出願時に要する特許印紙代、弁理士報酬、及び実費（旅費、印書代、図面代等）を含むものとする。（改正、平26・2・5）
- 2 旅費は執行役員会の承認を得た場合以外はこれを支給しない。（改正、平12・12・7臨時、同18・3・14、旧第3項線上、令2・5・8）
 - 3 特許印紙代について国により軽減措置が講じられている個人、法人に対しては、それに従うものとする。（旧第4項線上、令2・5・8）
- （旧第8条線上、平24・10・3）

第7条 削除（令2・5・8）

（援助の申請）

第8条 援助の申請をしようとする者は、様式1により作成した特許出願等援助申請書（以下「申請書」という。）を本会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。（改正、平12・12・7臨時、同18・10・17、同26・2・5、令3・3・24）

（旧第10条線上、平24・10・3）

（審査）

第9条 知的財産支援センター（以下「支援センター」という。）の出願等援助部は、第8条により提出された申請書に基づき、第2条

ないし第5条に規定する基準に該当するか否かの審査を行う。(改正、平12・12・7臨時、同23・11・2、同24・4・23、旧第12条繰上、改正、平24・10・3、同26・2・5)

2 前項の審査は書類審査とし、必要に応じて面接審査をすることができる。(本項追加、平26・2・5)

3 出願等援助部は、提出された申請書のみでは判断が困難である場合は、審査に要する書類の更なる提出を求めることができる。(本項追加、平26・2・5)

(報告)

第10条 出願等援助部は、第8条の申請書の審査をしたときは、遅滞なく支援センターのセンター長(以下「センター長」という。)に報告しなければならない。(改正、平23・11・2、同24・10・3)

2 センター長は、出願等援助部からの報告に基づき、審査結果を執行役員会に報告しなければならない。第18条第1項及び第2項の報告を受けたときも同様とする。(改正、平12・12・7臨時、同18・3・14、同24・10・3)

(旧第13条繰上、平24・10・3)

(援助等の決定)(見出し改正、平18・10・17)

第11条 執行役員会は、センター長からの前条第2項の報告に基づいて、援助の可否、援助金額等の決定をしなければならない。(改正、平12・12・7臨時、同18・3・14、同18・10・17、同24・10・3、令2・5・8)

2 前項の決定をしたときは、執行役員会はその内容を被援助者に通知しなければならない。(改正、平12・12・7臨時、同18・3・14)

3 第1項の規定による決定については、不服の申立をすることができない。(改正、平18・10・17)

(旧第14条繰上、平24・10・3)

(受任会員の選任)(見出し改正、平18・10・17、令2・5・8)

第12条 被援助者は、会長に対し、当該受任会員について報告しなければならない。受任会員を変更した場合も、同様とする。(改正、平18・10・17、同12・12・7臨時、同18・3・14、同23・11・2、令2・5・8)

(旧第15条繰上、平24・10・3)

(受任会員の変更)

第12条の2 援助規則第5条第2項の「特別の事由」は、次に掲げるものとし、会長は、前条第1項の報告に係る受任会員が次の各号のいずれかに該当するときは、被援助者に対し受任会員の変更を求めることができる。(改正、令2・5・8)

(1) 受任会員が会則第49条第2項第2号又は会則第54条の2第2項第2号の処分を受けているとき。(改正、平27・6・4)

(2) 受任会員が会則第49条第2項第3号又は会則第54条の2第2項第3号の規定に基づく経済産業大臣に対する懲戒の請求を受け、その手続が結了していないとき。(改正、平27・6・4)

(3) 受任会員が契約日前月までの会費を滞納し、未納分の支払いを完了していないとき。

2 前項により会長が受任会員の変更を求めたにもかかわらず、受任会員の変更がなされないときは、会長は、援助を中止することができる。(改正、令2・5・8)

(本条追加、平26・2・5)

(受任会員の紹介)

第12条の3 援助規則第5条第3項において被援助者に紹介する受任会員の候補者は、次のいずれかの会員とする。

(1) 「研修受講料分割納付規則(会令第95号)」第2条第1項の弁理士業務に関する実務技能の習得を目的とした演習指導型研修会(略称「弁理士育成塾」、以下「弁理士育成塾」という。)の講師である会員、過去3年間に弁理士育成塾の講師であった会員又は弁理士育成塾の講師に就任予定の会員(改正、平27・3・4)

(2) 弁理士育成塾の修了から2年未満の修了会員(以下「修了会員」という。)

(3) 修了会員の明細書作成の指導及び監督を行う会員であって会長により選任された者(本号追加、平27・3・4)

2 支援センターは、被援助者に前項第2号の修了会員を紹介するときには、前項第1号又は前項第3号の会員(以下「サポート弁理士」という。)を共同の候補者として紹介しなければならない。(改正、平27・3・4)

3 第1項に該当する会員であって、被受任者への紹介を希望する者は、支援センターの紹介希望者のリストに登録を行わなければならない。(改正、平27・3・4)

4 被援助者は、修了会員及びサポート弁理士を共同で受任会員に選任する場合には、出願時にサポート弁理士を筆頭代理人としなければならない。

(本条追加、平26・12・10、改正、令2・5・8)

第13条 削除 (令2・5・8)

第14条 削除 (令2・5・8)

第15条 削除 (令2・5・8)

(援助の解除)(見出し改正、令2・5・8)

第16条 本会は、以下のいずれかに該当するときは、被援助者に対する援助を行わないことができる。(改正、平 12・12・7 臨時、同 18・3・14、同 18・10・17、同 23・11・2、同 24・4・23、旧第 19 条繰上、改正、平 24・10・3、同 26・2・5、同 29・12・27、令 2・5・8)

- (1) 契約締結前に出願したことが判明したとき(本項追加、平 29・12・27)
- (2) 被援助者が、正当な理由なく連絡を断ったとき(本項追加、平 29・12・27、旧第 4 号繰上、令 2・5・8)
- (3) 契約締結から 1 年を経過しても、出願手続きが終わらないとき(本項追加、平 29・12・27、旧第 5 号繰上、令 2・5・8)
- (4) 援助を継続することが困難となったとき(本項追加、平 29・12・27、旧第 6 号繰上、令 2・5・8)
- (5) その他、会長が援助を行うことが適当でない判断したとき(本項追加、平 29・12・27、旧第 7 号繰上、令 2・5・8)

[例] 犯罪や事件・事故を起こした、虚偽・不正の申請が判明した(大企業の子会社だった等)、会の信用を毀損、等

(被援助者の義務)(見出し改正、令 2・5・8)

第17条 被援助者は、会長に次の事項を報告しなければならない。(改正、平 12・12・7 臨時、同 18・3・14、令 2・5・8)

- (1) 援助を受けた出願等の手続きが行われた日(本号追加、令 2・5・8)
 - (2) 出願番号(本号追加、令 2・5・8)
 - (3) 出願の経緯(本号追加、令 2・5・8)
 - (4) 手続き費用を受任会員に支払ったことを示す書類(本号追加、令 2・9・30)
 - (5) 出願に対する最終処分(本号追加、令 2・5・8、旧第 4 号繰下、令 2・9・30)
- 2 被援助者は、会長から求められたときはその都度、出願の状況、実施の状況等の報告をしなければならない。(改正、平 18・10・17、同 24・10・3、令 2・5・8)
- (旧第 20 条繰上、平 24・10・3)

(援助の支払)(見出し改正、平 18・10・17、令 2・5・8)

第18条 執行役員会は、被援助者から前条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する報告を受けた後、第 11 条第 1 項で決定した援助金額を被援助者に支払う。(改正、平 18・10・17、令 2・5・8、同 2・9・30)

(旧第 21 条繰上、平 24・10・3)

(申請及び援助の回数の制限)(見出し改正、平 24・12・5)

第19条 同一人からの申請は、本会の同一会計年度内では 2 回、援助の実行は 1 回を限度とする。(改正、平 24・4・23、同 24・12・5)

- 2 本会の同一会計年度での援助は、予算の範囲内で実行するものとする。
(改正、平 12・12・7 臨時、同 23・11・2)
- (旧第 22 条繰上、平 24・10・3)

附 則

この細則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成 12 年 2 月 15 日から施行し、同年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成 14 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成 14 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成 17 年 10 月 25 日から施行する。(様式の改正)

附 則

この規則の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規の一部改正は、平成 18 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成 21 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成23年12月9日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成24年12月6日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、会則の認可を受けた日（平27・6・8）から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成29年3月16日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、令和2年5月8日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の一部改正は、令和2年9月30日から施行する。

(改正の失効)

第2条 この規則の一部改正は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その際現に係属中の援助の手続については、以後もその効力を有するものとする。

附 則

この規則の一部改正は、令和3年5月29日から施行する。

[別表1] 特許出願等援助規則施行細則

単身者	年収 (税抜き)	2,500,000円
2人家族	年収 (税抜き)	3,000,000円
3人家族	年収 (税抜き)	3,300,000円
4人家族	年収 (税抜き)	3,600,000円
以下、家族1名増加する毎に基準額に300,000円を加算する。		

特許出願等援助申請書

年 月 日

日本弁理士会会長殿

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名を併記）、住所又は居所、電話番号及びメールアドレス
2. 申請者の住所と異なる場合の連絡先
3. 申請者の職業又は業務内容
4. 発明者、考案者又は意匠の創作者の住所及び氏名
5. 援助を受けようとする出願種類
（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願）
6. 援助を受ける理由
7. 公的又は私的な助成制度による資金の援助の有無
8. 希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名
9. 発明又は考案が属する技術分野（※特許・実用新案登録出願のみ・該当する分野に☑）
機械 電気 化学・材料 バイオテクノロジー 食品 建築・建設 環境・エネルギー
コンピュータ・ソフトウェア 生活用品・雑貨・宝飾 その他（ ）
10. 添付書類の目録
（申請する法域によって、提出書類が異なるのでご注意ください。）

【共通】

- (1) 資力を証明する書面
- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（個人の場合は世帯全部の住民票）
- (3) 国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より売上・収入減少による支援を現に受けていることを証明する書面
- (4) 「発明」、「考案」、「意匠」又は「商標登録出願の援助を受けて実施する事業活動（以下、商標援助対象事業という。）」の実施計画書

【特許、実用新案】

- (5) 「発明」又は「考案」の詳細な説明書

【特許、実用新案】

- (6) 「発明」又は「考案」の簡単な説明書

【意匠】

- (7) 援助を希望する「意匠」が記載された書面

【商標】

- (8) 商標援助対象事業の説明、並びに商標登録を受けようとする商標、及び当該商標を使用する商品又は役務等が記載された書面

※1：申請にあたり、以下の内容をご確認の上、チェックを入れてください。

1. 本制度は、新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、大きな効果が期待される「発明」、「考案」、「意匠」又は「事業活動に使用する商標」であって、まだ出願されていないものの出願を援助対象とします。
2. 本申請が不採用になった場合、日本弁理士会はその理由の開示はいたしません。
3. 本事業は日本弁理士会の予算のみにより運営しており、国等の公的機関からの補助金は一切受け取っていません。

以上3点について理解しました。

※2：申請にあたり、以下の点をご確認の上、チェックを入れてください。

本申請者は、反社会的勢力ではありません。

（以下については、法人の場合のみお答えください。）

当社は、他の法人に支配されていない法人です。（申請者以外の単独の法人が、株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していない法人であり、かつ、申請者以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していない法人です。）

上記事項について宣言いたします。

【備考】

1. 「4. 発明者、考案者、意匠の創作者の住所及び氏名」は、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願の場合のみを記載する。
2. 「8. 希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名」の欄は、援助を申請する特許出願等の手続を代理することが決まっている弁理士がいる場合のみ記載する。
3. 「10. 添付書類の目録」の欄において、(1)の資力を証明する書面は、生活保護受給証明書、生活状況調書、給与証明書又は源泉徴収票、課税・納税証明書、非課税証明書、法人税確定申告書、その他これらに代わる書面のいずれかとする。なお、配偶者がいる場合には、配偶者の資力を証明する書面も必要である。
4. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、同一年度内に複数回申請する場合に、先に提出した証明書の内容に変更がないときは、その旨を記載することで、「(1)資力を証明する書面」、「(2)登記事項証明書又は登記簿謄本(個人の場合は世帯全部の住民票)」の提出を省略することができる。
5. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、(3)の書面は、感染症に起因して収入や売上が減少したことを理由として申請する場合のみ提出する。
6. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、(4)の実施計画書のうち「発明」、「考案」又は「意匠」(以下、発明等という。)については、「発明等の開発、試作、評価試験、製造(量産)及び販売等についての具体的な日程」、「発明等の具体的な販売方法」、並びに「発明等の開発、試作、評価試験及び製造の資金調達計画」等を少なくとも記載する。
7. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、(4)の実施計画書のうち「商標登録出願の援助を受けて実施する事業活動」については、「商標援助対象事業の具体的な活動内容及び日程」等を少なくとも記載する。なお、その商標援助対象事業が既に活動中である場合は、上記内容に加えて「活動実績」も記載する。
8. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、(5)及び(6)の説明書について、「発明」は「記載例1」、「考案」は「記載例2」、に従って作成する。
9. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、(7)の援助を希望する「意匠」が記載された書面、「記載例3」に従って作成する。
10. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、(8)の援助対象事業の説明書は、「記載例4」に従って作成する。
11. 提供される個人情報、申請の審査のためにのみ利用するものとする。

(記載例1) 様式1備考8関係 (追加、平21・12・9、見出し改正、平24・3・28、同26・8・20、同29・2・22、令3・3・24)

特許出願等援助申請書 「発明の詳細な説明」の雛形(特許出願用)

【発明の名称】

【技術分野】

【従来技術を示す先行技術文献】

【発明が解決しようとする課題】

【発明の詳細な説明】

【本件発明の構成(具体的な内容)】

【発明が解決しようとする課題が解決される説明】

【説明図】

図1

図2

<記載の仕方>

1. 「発明の名称」の欄には、援助を受けたい発明(以下、「本件発明」という。)を端的に示す名称を簡潔に記載して下さい。
2. 「技術分野」の欄には、以下の例に準えて記載して下さい。
例えば、「本件発明は、コンピュータ・ソフトウェアの技術分野のうち、スマートフォン用のアプリケーションに関する。」等のように、本件発明を適用して実現される製品又はサービスについて説明を記載して下さい。
3. 「従来技術を示す先行技術文献」の欄は、本件発明と技術的に関連性の高い技術が記載されている技術文献を記載して下さい。

上記の先行技術文献は、例えば、J-PlatPat (https://www.j-platpat.inpit.go.jp/reject_sorry.html)、又はインターネット等を利用して検索し、以下のように記載して下さい。

①J-PlatPatにて発見された先行技術文献の場合の記載例

特開2000-123456、登録実用新案12345

②インターネットを利用した検索の場合の記載例

新崎 準、外3名、「新技術の動向」，[online]，平成10年4月1日，特許学会，

[平成11年7月30日検索]，インターネット

<URL：<http://tokyo.shinsaki.jun.com/information/newtech.html>>

③刊行された文献の場合の記載例

〇〇〇〇著、「△△△△△」××出版、2001年1月1日、p.12-34

4. 「発明が解決しようとする課題」の欄には、本件発明で解決したい技術的課題（以下、解決課題という。）であって、先行技術文献に記載されている発明（以下、先行技術という。）では解決されていない技術的課題を記載して下さい。

なお、本件発明の解決課題が、既に先行技術にて解決されている場合であって、その解決課題を解決するための具体的な構成・手法（以下、解決手段という。）が異なる場合には、以下の内容を記載して下さい。

①先行技術の解決手段と本件発明の解決手段との相違点

②上記の相違点に起因した先行技術の技術的課題であって、本件発明で解決されている技術的課題

（上記①及び②の記載例）

先行技術と本件発明とは、～～の点で相違する。

先行技術では、その相違点により～～という技術的課題（問題）が発生する。

そこで、本件発明は、先行技術が有する～～という技術的課題を解決することを目的とする。

5. 「発明の詳細な説明」の欄は、以下の点に留意して記載して下さい。

説明は、箇条書きで構いません。例えば「新たな部品を・・・に取り付けた」、「その部品の形状は、・・・である」というように具体的、かつ簡潔に記載してください。

<本件発明の構成（具体的な内容）>について

(a) できるだけ図面又は写真などを使って説明してください。例えば、全体図、発明等のポイントとなる部分の拡大図などを添付してください。なお、図面を使って説明するときは、説明したい部品などに符号（数字またはアルファベットなど）を付け、説明文と図面との対応関係を明確にしてください。

(b) 試作品（複数でも可）があれば、その試作品の図面又は写真などを使って説明してください。

(c) 物の発明等であれば、その物を構成している部品及び各部品間の関わり合いを図示して、部品がどのように動作するのかを説明してください。動作に特徴がある場合には、動作の前後を示す図面を用いて説明して下さい。

(d) コンピュータ・ソフトウェア関連の発明であれば、単に機能のみを記入するのではなく、例えば機能ブロック図、フローチャートなどを用いて、その機能がコンピュータ上でどのように実現されるのかを記載してください。

(e) 「説明図」は別紙として下さい。図面には図番（例えば、図1、図2等）を付し、説明文の中では、図番を引用して説明して下さい。

<発明が解決しようとする課題が解決される説明>

「発明が解決しようとする課題」に記載された解決課題が、具体的にどのように解決されるのかを、先行技術との相違点を明確しながら記載して下さい。

6. 備考

この雛形は、発明の内容を第三者（特に、審査員）が容易かつ正確に理解できることを目的としたものですので、この雛形に沿った記載をお願いします。

特許出願等援助申請書「発明の簡単な説明」の雛形（特許出願用）

<発明の名称>

〇〇装置

<本件発明の説明>

本件発明は、～～である。これにより、～～という効果を得ることが可能である。

<先行技術等>

特〇〇公報（カタログ、インターネット）には、～～が記載（掲載）されている。

<本件発明の特徴>

本件発明は、～であるので、先行技術に対して優れた効果等を奏する。

以上

<備考>

「発明の簡単な説明」は、「発明の詳細な説明」の要約書的なものです。
可能な限り、簡潔に（できれば、40文字×50行程度で）記載願います。

（記載例2）様式1備考8関係（追加、令3・3・24）

特許出願等援助申請書 「考案の詳細な説明」の雛形（実用新案登録出願用）

【考案の名称】

【技術分野】

【従来技術を示す先行技術文献】

【考案が解決しようとする課題】

【考案の詳細な説明】

【本件考案の構成（具体的な内容）】

【考案が解決しようとする課題が解決される説明】

【説明図】

図1

図2

<記載の仕方>

1. 「考案の名称」の欄には、援助を受けたい考案（以下、「本件考案」という。）を端的に示す名称を簡潔に記載して下さい。
2. 「技術分野」の欄には、以下の例に準えて記載して下さい。
例えば、「本件考案は、コンピュータ・ソフトウェアの技術分野のうち、スマートフォン用のアプリケーションに関する。」等のように、本件考案を適用して実現される製品又はサービスについて説明を記載して下さい。
3. 「従来技術を示す先行技術文献」の欄は、本件考案と技術的に関連性の高い技術が記載されている技術文献を記載して下さい。
上記の先行技術文献は、例えば、J-PlatPat (https://www.j-platpat.inpit.go.jp/reject_sorry.html)、又はインターネット等を利用して検索し、以下のように記載して下さい。
 - ①J-PlatPatにて発見された先行技術文献の場合の記載例
特開2000-123456、登録実用新案12345
 - ②インターネットを利用した検索の場合の記載例
新崎 準，外3名，“新技術の動向”，[online]，平成10年4月1日，特許学会，
[平成11年7月30日検索]，インターネット
<URL：<http://tokyo.shinsakijun.com/information/newtech.html>>
 - ③刊行された文献の場合の記載例
〇〇〇〇著、「△△△△」××出版、2001年1月1日、p.12—34
4. 「考案が解決しようとする課題」の欄には、本件考案で解決したい技術的課題（以下、解決課題という。）であって、先行技術文献に記載されている考案（以下、先行技術という。）では解決されていない技術的課題を記載して下さい。
なお、本件考案の解決課題が、既に先行技術にて解決されている場合であって、その解決課題を解決するための具体的な構成・手法（以下、解決手段という。）が異なる場合には、以下の内容を記載して下さい。
 - ①先行技術の解決手段と本件考案の解決手段との相違点
 - ②上記の相違点に起因した先行技術の技術的課題であって、本件考案で解決されている技術的課題
（上記①及び②の記載例）
先行技術と本件考案とは、～の点で相違する。

先行技術では、その相違点により～～という技術的課題（問題）が発生する。
そこで、本件考案は、先行技術が有する～～という技術的課題を解決することを目的とする。

5. 「考案の詳細な説明」の欄は、以下の点に留意して記載して下さい。

説明は、箇条書きで構いません。例えば「新たな部品を・・・に取り付けた」、「その部品の形状は、・・・である」というように具体的、かつ簡潔に記載してください。

<本件考案の構成（具体的な内容）>について

- (a) できるだけ図面又は写真などを使って説明してください。例えば、全体図、考案等のポイントとなる部分の拡大図などを添付してください。なお、図面を使って説明するときは、説明したい部品などに符号（数字またはアルファベットなど）を付け、説明文と図面との対応関係を明確にしてください。
- (b) 試作品（複数でも可）があれば、その試作品の図面又は写真などを使って説明してください。
- (c) 物の考案等であれば、その物を構成している部品及び各部品間の関わり合いを図示して、部品がどのように動作するのかを説明してください。動作に特徴がある場合には、動作の前後を示す図面を用いて説明して下さい。
- (d) コンピュータ・ソフトウェア関連の考案であれば、単に機能のみを記入するのではなく、例えば機能ブロック図、フローチャートなどを用いて、その機能がコンピュータ上でどのように実現されるのかを記載してください。
- (e) 「説明図」は別紙として下さい。図面には図番（例えば、図1、図2等）を付し、説明文中では、図番を引用して説明して下さい。

<考案が解決しようとする課題が解決される説明>

「考案が解決しようとする課題」に記載された解決課題が、具体的にどのように解決されるのかを、先行技術との相違点を明確しながら記載して下さい。

6. 備考

この雛形は、考案の内容を第三者（特に、審査員）が容易かつ正確に理解できることを目的としたものですので、この雛形に沿った記載をお願いします。

特許出願等援助申請書「考案の簡単な説明」の雛形（実用新案登録出願用）

<考案の名称>

〇〇装置

<本件考案の説明>

本件考案は、～～である。これにより、～～という効果を得ることが可能である。

<先行技術等>

特〇〇公報（カタログ、インターネット）には、～～が記載（掲載）されている。

<本件考案の特徴>

本件考案は、～～であるので、先行技術に対して優れた効果等を奏する。

以上

<備考>

「考案の簡単な説明」は、「考案の詳細な説明」の要約書的なものです。
可能な限り、簡潔に（できれば、40文字×50行程度で）記載願います。

(記載例3) 様式1備考9関係 (追加、平23・3・28、改正、同26・8・20、令3・3・24)

特許出願等援助申請書 「援助を希望する意匠」の雛形 (意匠登録出願用)

【意匠に係る物品】

【意匠を示す図】

図1

図2

<記載の仕方>

1. 「意匠に係る物品」の欄には、援助を希望する意匠に係る物品の普通名称又は一般名称を記入して下さい(例:ボールペン付きシャープペンシル)。なお、普通名称又は一般名称が未だ存在しない新しい物品については、その物品の説明を記載して下さい。
2. 「意匠を示す図」には、本件意匠の6面図や斜視図(写真)を添付して下さい(必ず6面全体を表して下さい)。物品の形態がその物品の機能により変化する場合は、変化の前後の形態も表して下さい。
3. 備考
この雛形は、考案の内容を第三者(特に、審査員)が容易かつ正確に理解できることを目的としたものですので、この雛形に沿った記載をお願いします。

(記載例4) 様式1備考10関係 (追加、令3・3・24)

特許出願等援助申請書「商標援助対象事業の説明書」の雛形(商標登録出願用)

【商標援助対象事業の業種】

【商標援助対象事業の活動内容】

【商標登録を受けようとする商標】

【商標を使用する商品又は役務(指定商品又は指定役務)】

以上

<記載の仕方>

1. 「商標援助対象事業の業種」は、例えば、製造業、建設業、運輸業、小売業、卸売業、サービス、ソフトウェア開発若しくは販売業、情報処理サービス業、旅館業等と記載する。
2. 「商標援助対象事業の活動内容」は、少なくとも以下の内容(特に、③を十分に)を記載する。
 - ①商標登録出願に係る商標を使用する商品又は役務(サービス)の説明
 - ②上記の商品又は役務(以下、商品等という。)を用いて、具体的にどのような事業活動をするのかの説明、又は商品等を用いた事業活動を既に実施している場合には、その実施している事業活動の具体的な説明
 - ③上記の②で説明した事業活動が、どのような形で社会に貢献でき得るかの説明
(記載例)
本事業活動に係る役務は、～～を提供するものである。
したがって、当該役務の提供は、～～という社会的効果を奏するもの思慮する。
延いては、当該事業活動は、社会に十分に貢献に資し得るものである。
3. 「商標登録を受けようとする商標」及び「商標を使用する商品又は役務(指定商品又は指定役務)」は、例えば、以下の商標登録出願の願書の記載を参考として下さい。
商標登録願の作成要領 <https://www.inpit.go.jp/blob/archives/pdf/trademark.pdf>